

障がい者活躍推進計画

機関名	守口市教育委員会
任命権者	守口市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
守口市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>守口市教育委員会事務局の職員は、守口市（市長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって、障がい者に限定した募集・採用も行っていない。</p> <p>障がい者である職員の活躍のためには、市長部局と協力し、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※令和2年度の法定雇用率：2.5% （令和元年6月1日時点の雇用率：3.39%） （評価方法）毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握、進捗管理。</p>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者は、教育委員会事務局教育部総務課長を選任する。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○個々の要望を踏まえ、就労支援機器の購入（例：拡大読書器、読み上げソフト）等を検討する。</p> <p>○きめ細かな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。</p> <p>○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえ、実務研修等の受講を促進する。</p> <p>○面談等を通じて状況把握や体調配慮を行うこととする。</p>
その他	○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。